

## 平成18年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成18年12月21日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第6 議案第62号 訓子府町営農用水施設設置条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議案第63号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第8 議案第59号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第9 議案第60号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第61号 平成18年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第64号 北見地区衛生施設組合理約の変更について
- 第12 議案第65号 北見地区消防組合理約の変更について
- 第13 議案第66号 北網広域圏組合理約の変更について
- 第14 議案第67号 網走支庁管内町村交通災害共済組合理約の変更について
- 第15 議案第68号 網走地方教育研修センター組合理約の変更について
- 第16 議案第69号 町道路線の認定について
- 第17 議案第70号 町道路線の変更について
- 第18 議案第71号 第5次訓子府町総合計画について
- 第20 認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について
- 第21 請願第5号 農地・水・環境保全向上対策に関する請願書
- 第22 請願第6号 ふるさと銀河線代替バスの運行に関する請願書
- 第23 請願第7号 日本・豪州FTA等に関する請願書

追加日程

- 意見書案第10号 農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書
- 意見書案第11号 日本・豪州FTA等に関する要望意見書
- 意見書案第12号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める要望意見書
- 意見書案第13号 全国森林環境税の創設を求める要望意見書
- 意見書案第14号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書
- 第24 報告第7号 出納検査結果報告について
- 第25 報告第8号 所管事務調査結果報告について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

11番 佐藤 静基 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	深 見 定 雄 君
助 役	宮 川 伊 三 男 君
総 務 課 長	山 田 日 出 夫 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 正 好 君
町 民 課 長	山 川 栄 二 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	三 好 寿 一 郎 君
農 林 商 工 課 長	山 内 啓 伸 君
建 設 課 長	竹 村 治 実 君
水 道 課 長	竹 村 治 実 君
施 設 車 両 課 長	小 田 藤 夫 君
教 育 課 長	小 野 茂 君
管 理 課 長	平 塚 晴 康 君
社 会 教 育 課 長	佐 藤 明 美 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	石 森 修 君
社 会 教 育 課 業 務 監	上 野 敏 夫 君
教 育 委 員 長	白 崎 隆 誠 君
農 業 委 員 会 長 職 務 代 理 者	谷 本 茂 樹 君
監 査 委 員	四 十 物 義 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 野 宏 君
出 納 室 長	菊 池 一 春 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、佐藤議員から欠席の届出が出ております。

そのほか昨日と同様に、鳥山農業委員会会長に代わって、谷本会長職務代理者が出席、また、田古選挙管理委員長からは欠席の報告があります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第62号、議案第63号、議案第59号、議案第60号、議案第61号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第62号、議案第63号、議案第59号、議案第60号、議案第61号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第62号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。15ページです。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第62号の質疑を終了いたします。

次に、議案第63号の質疑を許します。16ページになります。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） この北海道後期高齢者医療広域連合設置についてでありますけれども、ずっと条文等いろいろ規約の中身を見ていきますと、経費等の問題が出ております。それで、単独でやっている経費とこれが広域連合化されたときの経費の違いはどの程度あるのか。

また、この組織化されることによって、高齢者医療に関する負担、いわゆる高齢者にとって負担減という形につながっていくのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 北海道後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、議員協議会でもご説明いたしましたけれども、国の法律に基づいて、北海道を一つの広域連合という形で設置をするわけでございまして、これが市町村が単独で実施したものと経費の比較ということでございますが、正直申し上げまして、これからいろいろ試算をいたすところでございますし、全体的に見て市町村が単独でやっているとの比較というのは今の時点では非常に難しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。ただ、北海道一つという形で運営をいたしますので、市町村によっては負担が重くなる市町村も中には出てくるかもしれませんが、負担が軽くなる市町村も出てくることは十分可能性としてはありますけれども、ただ、これまでの医療費の状況なんかを勘案いたしますと、訓子府の場合でしたら非常に医療費が全道的に見ても一人当たりの医療費がかかっていないという状況がありますので、そういうものの町村の負担については、市町村からの負担金の中である程度加味していただけないかというような動きはあるように今のところ聞いて

おります。

それから、一人当たりの高齢者の負担のことにつきましては、おそらく今までとそれほど負担が変わるわけではありませんが、ただ、高齢者の方の年金から保険料が引かれるということになりますので、その辺が要するに保険料の負担は出てきます。ただ、国民健康保険ですとか、あるいは他の医療保険にも加入されている方のそちらのほうの負担が逆になくなりますので、差し引きいたしますと今の時点ではちょっと金額的には申し上げられませんけれども、多くなるかもしれませんし、多くなる可能性のほうが強いかないというふうには思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 関連のことですけれども、今この段階ではその経費の問題、また医療を受ける高齢者の負担の関係についての状況がはっきり見えてきてないと、見えないうこととあります。

一つこのことに対して、ある程度明確になった段階で、この方法が例えば訓子府町の町民にとってどういうメリット、デメリットがあるのか明確に示していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 当然新しい制度ですので、これから広域連合を設置しまして、保険料も決めていくという状況でございますし、道のほうでもいろいろ試算は今しているようですけれども、まだ、あくまでも今の時点での試算ですから、これから運営してみないとはいっきりわからない部分がありますので、ある程度わかった段階でまた改めて状況を説明しなければならないかなというふうには思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 基本的に聞きたいのは、この新しい医療制度で変わるところと言いますか、そのことを聞きたいのですけれども、それでちょっと具体的に聞きますが、町の事務処理でどの範囲まで、いわゆるどの分野をその担当することになるのかというのをまず1点聞きたい。

それから、訓子府の町から見て、費用対効果でどんなふうに見ているかというのを聞きたい。

それから、今まで北海道でも何か所か、特に鷹栖町を中心に予防医療と言いますか、いわゆる予防対策に力を入れてきた自治体があります。そういう点から言いますと、たぶん訓子府もその分野に名前をあげてもいい自治体でないのかなと。心配するのは、今までそのようにしてできるだけ医療費を抑えるために予防に力を入れるというようなことで努力してきたのですけれども、この制度に入ることによって、いわゆる健康維持に対する努力がおろそかになるのではないかとこのことを特に心配しているのですけれども、その点についてどんなふうに見ておられるか伺いたいと。

それから、今度の医療制度。先ほども説明ありましたように、介護保険と同じように保険料が特別徴収の形になる。これによって、一つはこの間の議員協議会でもたぶんこういう心配があるのではないのかなことで申し上げましたけれども、被保険者にとってなかなか顔が見えなくなるので、一定の基準をつくって画一的な対応になるのではないのかなと。

個別の状況などが考慮されない、いわゆるその機械的な対応というようなことで、その自治体として本来果たさなければならないことをここがやることによっておろそかになってしまうと。もし、これらの点で、最悪の状態ですら町に解決を求めるようなことが場合によっては起こりうるのかなど。言っている意味わかりますか。例えば、保険料の徴収ができないと、この医療制度の組合が徴収するけどもなかなかできないと。最後は、「自治体、訓子府さん、これ何とかしてください」ということで、一番大変な分野を結果的に押し付けられるということも起こりうるのではないかと。そういうことも含めて、そういうような心配ないかどうか、たぶんこの制度をつくる前に研修にも行っておられると思うのですけれども、そこら辺も含めて研修内容の中でどういうことを話し合われて、どういう状況になる可能性があるか、その辺について考えて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 何点かのご質問をいただきました。

まず、最初に先に申し上げておきたいのですけれども、この制度の説明会というのは、まだ一度も開催されておられません。詳細の文書で、概要の通知が来るのみでありまして、明日札幌でその説明会があることになっておりまして、今日別な担当者が出張するという状況になっているわけでありまして、詳細の説明は正直申し上げまして今のところないというのが実態でございます。

それで何点かの質問の中で、まず町の事務処理がどの分野を果たすのかということでございますけれども、町につきましては、保険者の資格管理に関する申請ですとか、あるいは届出の業務、それと被保険者証及び資格証明書の引渡事務、そのほかに保険料に関する申請の受付、当然保険料の徴収も市町村の事務になられるわけでありまして。そういったような事務が市町村の事務として課せられることとなります。

費用対効果のお話でありますけれども、これも今の現在の老人医療費の関係との絡みで、数字的には今の時点ではちょっと申し上げられる時点ではないということで、何とかご理解をいただきたいというふうには思っております。

それから、要するに健康に関する努力がおろそかになるのではないかというお話もありました。確かに今まで努力しまして、できるだけ医療費を下げる努力をそれぞれの市町村がしてきたわけでございますけれども、その点につきましては、この制度ができたからといって市町村の対応をおろそかにするにはいかならないということで、予防対策等には別な意味でも力を入れていかなければならないだろうというふうには思っております。

それから、最後に質問のありました保険料の話でございますけれども、正直言って市町村の負担は大きくなるだろうと想定はされます。大変な分野を担うこととなりますので、厳しい対応をせざるを得ないという状況も出てくるかと思っておりますけれども、市町村の職員の事務量もちょっと負担が重くなるだろうというふうには想定できます。

議長（柴田喜八君） 12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 新しい制度なり、システムの交換等に絡みましてお聞きしたいのですけれども、新しい制度をつくったときには、システムの交換なり、機器ソフトの購入ということで、私どもが考えている以上に多くの金額がかかるわけでありましてけれども、今回の制度の新設につきましては、その辺の具体的なものはまだないように先ほどの答弁で理解できましたけれども、今の段階で何かわかっていることがあればお聞きしたいと思

います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） まだシステム改修というのは、これからはじまるわけでございますけれども、平成19年度中にはシステムの改修すべてを終了しなければならない。平成19年の秋にはテストを開始するというような状況になっていきますので、平成19年度予算では、今きている数字では訓子府町の負担だけをちょっと今資料手元にはないのですが、訓子府町の負担だけで言いますと、約270万円ぐらいのシステム改修費用がかかる見込みでございます。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） ちょっとお伺いしたいのですが、この新しい制度がこれからできるわけですが、ちょっと心配されることが私なりにはあるのですが、まず保険料の支払いの関係です。例えば75歳以上のお年寄りの方の保険料を支払う、例えばその力のない人、最近よくそういう人たちがいると聞きますけれども、年金を払っていないということになりますと、先ほどの説明の中からも、今の制度もそうですけれども、年金からその保険料を徴収するという仕組みになっているのですけれども、年金に加入していないとすれば、年金の徴収が不可能になる場合があるように思われるのです。年金の徴収が不可能になるということは、すなわち保険料も払えないと。それなりにその生活にゆとりのある人はいいいのですけれども、生活の困窮している人については、そういう可能性が出てくるのではないのかなと。そうした場合の対応等の考え方、例えば各自治体がやる場合においては、それなりにある程度の緩やかな対応も可能な場合もあるでしょうけれども、こういう全道一律の広域的な形に移行することによって、今までの自治体がいろいろと考えてやってきた方法とは若干変わってくる可能性があるのではないかと。その辺が一番ちょっと心配される部分があるのです。その辺をこれからいろいろと検討されると思いますけれども、町としてはその辺の考え方をどのように、この広域連合の中に折り込ませるか、あるいは、またそういうある程度の考え方を示して、そういう場合はどうなるのだというようなことも、ある程度そのはっきり決まる前にやはりそういう考え方も出して行くべきでないかと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ご質問にもありましたように、確かにこれは制度上は全道一律と、保険料も全道一律になるということは間違いのないものでありまして、ただ保険料につきましても、年金の収入に応じて今のところ3段階というのが厚生省の試算でありますけれども、3段階の保険料になるということですから収入の少ない方については、月額で900円ぐらいになる見込みでありますので、それなりの低所得者対策はこの制度の中でも講じる予定になっております。

今後のことでありますけれども、これから広域連合が設置されまして、それぞれの議員が出まして議会の中で始終、最終的に詰めの結論を出していくことになると思いますけれども、それぞれの市町村長、あるいは議員さん方がその中に参加しておりますので、そこで様々な議論が展開されて、対策も北海道なりの対策が講じられるのかもしれませんが、そういう段階での対応ができるのではないかとはいふには考えております。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番(田中與土信君) 今までの答弁を総合して考えてみますと、広域化することによって確かに運営の規模と言いますか、スケールが大きくなりますので、制度としての運営は確かにやりやすくなると。それはわかります。この中で、効率化などが優先されて運営されるということになりますと、一番やっぱり心配になるのは先ほど課長も述べましたように、最後は町村の負担と言いますか、いわゆる普通徴収の部分での負担も含めて、そこら辺がきつくなるのではないかと。場合によったら資格証が乱発されると。そして、国民皆保険制度の根幹そのものが完全に崩れてしまうということも起こりうるのかなと、場合によっては、そういうことからいけば、本来はあまりに好ましいやり方ではなくて、もうちょっと本当は規模も小さくても、本当は小回り利いていいのかなと。例えば、管内全体ぐらいが一つの組合になるということのほうが、何かいろいろな小回り利くような気もするのですが、ただ、今の方向から言えばたぶん変わらないでしょう。このような状況ですから、訓子府はたぶんあまり今の段階では歓迎できないかなと。だけど、歓迎するところでもあるでしょう。例えば、小樽市でしたらすごく喜ぶのではないかと思うのですが、そのように非常に医療制度って確かに今の社会の中では問題ありますけども、それなりに努力しているところは、確かに高齢化社会になって医療費がかかっている、それなりの目配せをしながら努力をしてやりつつあると。

問題は、国がどれだけ金を出すかと。保険税やその自治体に負担させるということだけではなくて、これはやっぱり円滑に運営させるということになれば、国がどれだけその制度をつくるにあたって、お金をかけようとしているかということが本当は基本になのだと思うのです。そういう点でどうなのですか、そこを聞きたいのですけど。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) ただいま田中議員からもご質問あったように、確かにこの制度ができた根底にあるのは、いわゆる国の負担が重くなっているという実態からも含めて、この制度が実態として出てきているというのは、間違いのないものだというふうに私どもも認識しております。

この制度につきましては、これまでの老人保健制度と同じように、国の負担は変えないと。同じだけの負担はするということについては言っていますけども、実質的には果たしてそうなるのかなというふうには私も感じているところでありまして、いずれにしても、国の財政が厳しい中で、国がこれまで以上に負担を多くすることは想定できないというのが実態だというふうに思っております。

議長(柴田喜八君) ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第63号の質疑を終了いたします。次に、議案第59号の質疑を許します。1ページの一般会計に入ります。ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第59号の質疑を終了いたします。次に、議案第60号の質疑を許します。8ページになります。国保会計です。ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第60号の質疑を終了いたします。次に、議案第61号の質疑を許します。12ページです。水道会計。ございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第61号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。討論ございませんか。

1番、田中與士信君。

1番(田中與士信君) 議案の第63号及び第59号になります。

先ほども申し上げましたように、新しい後期高齢者医療広域連合の設置に関わる今回条例と関連する予算が出ていますので、それについて反対の立場で意見表明をしたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、新しい医療制度をつくって、後期高齢者の医療費の抑制を図ろうという国の基本方針のもとに、ここ北海道では一つの広域連合として医療制度運営するというので、今回条例並びに予算が提案されています。

今の状況の中で手法としては、こういう手法もあるのかもしれませんが、実際に後期高齢者の医療制度を運営する上で、後期高齢者の医療や命や健康を守るという点で言えば、この制度の設立はどうなのかなというふうに私は考えます。

先ほど申し上げましたように、お金がなければ資格証が乱発されたり、場合によっては医療を受けられないという国の今までの社会保障の基本でありました医療費は、皆国民すべて保険制度に入って医療費をまかなうという考え方が根底から崩れる一つの要因になるのでないかなというふうに考えます。極端な言い方しますと、お金がなければもう死ぬよりほかにない。そういうことになる可能性をもった一つの方向になるのかなと。こういうような状況は、弱肉強食の思想の何ものでもありませんけれども、アメリカも同じような状況でだんだんそういう点でいうと、アメリカのいろんな制度の問題になっている部分がほとんど日本に制度の中に取り入れられてきているというのがたぶん今の実態でないのかなと。私にしたらゆゆしきことだというふうに考えています。

議長(柴田喜八君) 次に、議案第63号の賛成討論の発言ございませんか。

14番、橋本憲治君。

14番(橋本憲治君) いずれにしろ、大変国が保険制度も含めて、年金制度の崩壊を叫ばれているところでございますし、なおかつ、75歳以上の応分の負担をいただくということには、大変私たちも心が苦しいのでございますけれども、いずれにしろ、今国の制度もこの制度に係わっては応分な負担をしていきたいという方策でございますし、いずれにしろ、これから今後の平成19年、平成20年度の施行に向かって、やはりなるべく軽減を含めて、国のなおかつ新しい議会に向かってのどのような諸問題があるか検討をしながら、やっぱりそれなりに厳しいこの制度を乗り切っていかなければならないのかなという思いがありますので、ぜひ皆さんで応分の負担を一緒にしていくのが今のところ筋ではないかなと思えますので、賛成討論にかえさせていただきます。

議長(柴田喜八君) 次に、この議案第63号について、反対討論。

9番、上原豊茂君。



9番（上原豊茂君） 今はそれぞれの議員の質問に対して説明がございました。

その中で非常に気になったことが、この連合設置にあたって、未だそれぞれの各市町村担当に説明がないと。極めて不明瞭な中で、上からの流れに乗っていいのかと。非常に疑問を持っているのと、もう一つは、基本的に市町村が非常に大変な中、この今受けた説明の中では、事務的な負担、また経済的な負担、それらをして、非常に我々が少なくとも私はこれを認めるというような考えには立てないというふうに思っておりますし、説明の中で将来に向かって明るい光が見えるのかという部分について言えば非常に不透明だと。むしろ、負担が増えていこうという説明がございました。これらをして、この議案については、賛成することができませんので私の反対討論といたします。

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論ございませんか。

5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） 私は先ほどもちょっと質問しましたけれども、心配する部分があるわけですが、しかし、今現状の医療制度を考えてみますと、非常にやはり高齢者に対するその医療というものが、非常に厳しい状況にあると。これはすなわち国の責任もあるでしょうけども、地方自治体においても財政的な問題いろいろあって、そういう状況にならざるを得ないというのが現状だろうと私は思っております。その中で、やはりどうやってそうしたらその高齢者の方々を救うかという観点から立ちますと、やはり広域の中で、力をつけた中で、やはりそういう高齢者を救っていくと、医療制度を充実させる。まして、先ほども説明がありましたように、この制度つきましては、これから十分検討して、北海道は北海道なりの考え方でやっていただけるものだというような期待も私はしております。そういう意味から言いますと、私はそういう観点から賛成をさせていただきたいと思っておりますので、賛成討論にかえさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 実は、この高齢化というのは誰もが承知の上で、まだまだ高齢化が進むということでの国の法律の提案だと私は感じております。

この高齢者に伴って、そのことが若い世代に負担が大きくなるということの懸念から、同時にまた高齢者も自らそういうことに負担をしていかなければならないと。これは法律で平成20年からの施行というようなことから、当然その間には相当の議論をされて、中身も充実されて、この高齢化に伴った将来を見据えての法律だと思っておりますので、賛成討論にかえたいと思います。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） それでは次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、この議案第63号については、これをもって討論を終了いたします。

このほかの案件についての討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第62号、議案第63号、議案第59号、議案第60号、議案第61号の採決をいたします。

まず、討論のあった案件から採決いたします。

最初に、議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

1番(田中與土信君) 議案第59号は、要するに予算関連があるので、一応私は反対だというふうに言いましたけど。

議長(柴田喜八君) 元に戻して、議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(柴田喜八君) 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第62号、議案第60号、議案第61号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、議案第60号、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号  
議案第69号、議案第70号

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第64号の質疑を行います。質疑は1人3回まで行えます。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより議案第66号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより議案第67号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより議案第68号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これもって質疑を終了いたします。  
討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより議案第69号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これもって質疑を終了いたします。  
討論もございませんね。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより議案第70号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第71号

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

議案第71号 第5次訓子府町総合計画についてを審査するため、議長を除く議員をもって構成する第5次訓子府町総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

審査の期間につきましては、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案を議決するまで審査を行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員を第5次訓子府町総合計画審査特別委員に選任し、委員会に議案第71号の審査を付託することとし、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案を議決するまで審査を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時34分

議長(柴田喜八君) それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。

休憩中に、第5次訓子府町総合計画審査特別委員会を開催し、正副委員長と理事が決定しましたので報告いたします。

委員長に高橋徳男君、副委員長に渡邊守彦君、理事に山本朝英君、同じく佐藤静基君、同じく安藤義昭君、同じく上原豊茂君と決定いたしました。

なお、審査期間は、平成19年2月5日の月曜日から2月7日の水曜日までの3日間と決定いたしました。

#### 認定第1号

議長（柴田喜八君） 日程第20、認定第1号を議題といたします。

9月21日、第3回定例会において、特別委員会に審査を付託した平成17年度訓子府町各会計決算の認定についての件が委員長より報告書が提出されましたので、職員をして朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の52ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について。

平成18年9月21日決算審査特別委員会に付託した「認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について」の審査の結果について、委員長から次のとおり報告があった。

平成18年12月19日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八

記、別紙でございます。次の53ページをお開き願いたいと思います。

平成18年11月7日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

訓子府町各会計決算審査特別委員会

委員長 大坪勝廣

#### 決算審査特別委員会審査報告書

本委員会は、平成18年9月21日に審査を付託された「認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定について」同年11月1日・2日・6日・7日の4日間これを審査した結果、決算はいずれも正当であり、これを認定すべきものと決定したので報告する。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 特別委員長から付言することがあれば、発言を許します。

大坪委員長。

決算審査特別委員会委員長（大坪勝廣君） ただいま議長から許可されましたので、平成17年度の決算審査について、ご報告を申し上げます。

ご承知のように、本委員会は、9月21日の第3回定例町議会において設置され、「平成17年度訓子府町各会計決算の認定について」の件が、審査付託されたものであります。

本委員会は、設置された9月21日に委員会を開催。正・副委員長を選出した後、11月1日、2日、6日、7日の4日間にわたって委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査は、提出されている各会計決算書、付属書類として事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および主要な施策に関する説明資料、その他関連資料のほか、

審査の必要上から提出された、収入・支出伝票により審査を行いました。

この間、審査の過程において、調査を必要とする事項として23項目について、担当課から資料の説明を求め審査を行いました。最終日の11月7日に委員会としての表決を行いまして、付託された「平成17年度訓子府町各会計決算の認定について」の件は、慎重に審査した結果、全会計の決算について、全会一致をもって、これを「認定すべきもの」として決定をいたしました次第であります。

なお、委員会において審査の結果、次の事項については、昨年度と同様に、委員全員の所見として、委員長報告において、付言して申し上げることにいたしましたので、今後の行政運営にあたって、十分な配慮をしていただきたいと思います。

まず1点目は、例年決算審査特別委員会の審査が集中しております「各種町税および使用料の未収額の解消について」は、監査委員をはじめ、決算審査特別委員会においても、過去から指摘してきたところであります。

それぞれ職員の収納率向上に対する努力のあとは見られますが、厳しい財政状況もあって、最大の財源であります地方交付税等の減少する中で、自主財源の確保と税の公平性からして、今後さらに、徴収体制の整備等に努め、各種町税および使用料の収納率向上に、より一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、歳出予算の執行については、最少の経費で最大の効果をあげるため、職員の創意工夫による行政経費の縮減などの努力は十分認められますが、今後は行政改革を継続していただき、温泉保養センターなど、早急に指定管理者制度の導入を含めて、更なる取り組みをお願いしたい。

なお、数年前までは、経常経費あるいは投資的経費の中には、前年度実績等を勘案しながら予算計上している科目もありましたが、昨年は厳しい財政状況にあることなどから過去の経緯にとらわれることなく、限られた財源などから、事業毎に精査をしながら細かく予算執行した経過も見受けられました。

また、行政全般について言えることでありますけれども、役場庁舎は職員数も減少したなどから広すぎると考えられますので、庁舎全体の有効利用を積極的に図るべきであると思います。さらには、厳しい財政状況とはいえ、町民に新たな負担と我慢を求める前に、役場庁舎経費節減のための維持管理をすべき努力をお願いしたい。

以上、本委員会に付託された「平成17年度訓子府町各会計決算の認定について」の件について、審査の経過と結果を申し上げまして報告を終わります。

以上であります。

議長（柴田喜八君） ただいまの委員長報告について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成17年度訓子府町各会計決算の認定については、委員長報告

のとおり認定することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

#### 請願第5号

議長（柴田喜八君） 日程第21、請願第5号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。54ページです。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 農地・水・環境保全向上対策についての請願が出ておりますので、提案説明をしたいと思います。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

農地・水・環境保全向上対策に関する請願書。

紹介議員、大坪勝廣、紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

農地・水・環境保全向上対策に対する請願の内容でありますけれども、この請願内容については、すでに訓子府の西富地区で試験的取り組みを本年度しておりますので、ご承知の方も多いかと思えます。

品目横断的経営安定対策とともに、平成19年度から本格的に実施されることになっております。

この対策事業につきましては、地域のと言いますか、地方自治体の負担が強いられることになっております。そういう意味で非常に財政難の折、これらに対する対応を願うという意味の請願になっております。中身の詳しいことについては、お目通しをいただきたいと思えます。

記以下について、朗読させていただきます。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上であります。

議長（柴田喜八君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑とします。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は採択されました。

#### 請願第6号

議長(柴田喜八君) 日程第22、請願第6号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。56ページです。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 議長のお許しをいただきましたので、請願の説明をさせていただきます。

今回の請願につきましては、ふるさと銀河線代替バスの運行に関する請願書であります。その前段の中で、若干のコメントを申し上げたいと思います。

ふるさと銀河線沿線応援ネットワークは、代替バスの利便や将来への不安に関する様々な声を聞くに及び、10月の下旬から11月初旬にかけて、代替バスについて困っていることや不安なことに関する意見の募集と、また、代替バス利用者沿線住民に対するアンケートを実施しております。この実施方法につきましては、はがきによりまして投函をお願いし、またはがきの配布は、乗降客向けには北見バスターミナルで代替バスに乗降する者に対しはがきを配っております。沿線住民に対しては、上常呂、訓子府、境野、置戸、陸別の住民個人、また老人会、商工会、商店主などを通じ、このほうは600枚を配布しております。銀河線の廃止後、代替バスが北海道北見バス、十勝バスにより運行されておりますが、鉄道に比較した料金の高さや利便の悪さから外出機会が減ったとか、会社、学校、病院などに通いづらくなったと、また、家族の送迎が増えたとするような回答が多く寄せられております。鉄道に比べて、乗客数の減少をきたしていることが想像できます。

加えて、冬期の厳しい気象条件の下で、一層の乗客数の減少が懸念されております。乗客の減少はバス路線の存続にも影響を与えます。唯一の公共交通機関である代替バスが将来にわたって、安定的、継続的に運行できるよう沿線自治体の連携した取り組みが必要であります。

また、今回の請願書の中にありますように、バス運行安定基金の創設につきましては、鉄道の第1基金を充当するというような考えは全く持っていないということだけのご理解をいただきたいと思います。

それでは、請願書を読ませていただきます。

平成18年12月1日。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。



ふるさと銀河線代替バスの運行に関する請願書。

紹介議員、小林一甫、安藤義昭、渡邊易右工門、高橋徳男、小坂正利。

請願者、北見市美山町4-177、ふるさと銀河線沿線応援ネットワーク代表、小川清人。

以下、朗読によって説明にかえたいと思います。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、説明を終わらせていただきますけれども、ご審議の上、ご採択いただきますようお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、訓子府町会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思っております。

なお、委員会は、議会閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本件を議決するまで継続して行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本請願は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 請願第7号

議長(柴田喜八君) 日程第23、請願第7号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。58ページです。

上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 議長のただいまお許しをいただきましたので、日本・豪州FTA等に関する請願書の提案説明を行いたいと思っております。

訓子府町議会議長、柴田喜八様。

日本・豪州FTA等に関する請願書。

紹介議員、大坪勝廣、紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、菅波嘉孝。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

日本・豪州FTA等に関する請願書の内容でありますけれども、皆さん十分報道でご承知のことと思っております。

また、昨日、北海道東北地方知事会が、松岡農林水産大臣に対し重要品目を守るように申し入れた経過がございます。

また、このFTAが通り関税が撤廃されますと、北海道経済に対する打撃は1兆4,000億円、失職者9万人と試算されております。これらは地域の崩壊を招くという意味を持って請願が出されております。

記以下について、朗読し説明をいたします。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上です。

議長(柴田喜八君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は採択されました。

#### 追加日程の議決

議長(柴田喜八君) ただいま高橋徳男君外6名から、意見書案第10号 農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書、意見書案第11号 日本・豪州FTA等に関する要望意見書、意見書案第12号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める要望意見書、意見書案第13号 全国森林環境税の創設を求める要望意見書の件が、渡邊守彦君外5名から意見書案第14号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号、意見書案第13号、意見書案第14号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 意見書案第10号

議長(柴田喜八君) 意見書案第10号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第10号につ

いてご説明をいたします。

意見書案第10号

農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右門
議員	橋本憲治

次のページをお開き願います。

農地・水・環境保全向上対策に関する要望意見書

この要望意見書の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第5号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。  
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論に入ります。討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより意見書案第10号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第11号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第11号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番（高橋徳男君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第11号についてご説明をいたします。

意見書案第11号

日本・豪州FTA等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右工門
議員	橋本憲治

次のページをお開き願います。

日本・豪州FTA等に関する要望意見書

この意見書案の内容につきましても、先ほどご説明いたしました請願第7号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

外務大臣様

経済産業大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより意見書案第11号の採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第12号

議長(柴田喜八君) 意見書案第12号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第12号についてご説明いたします。

意見書案第12号

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の

健全化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員 高橋徳男  
議員 佐藤静基  
議員 小坂正利  
議員 上原豊茂  
議員 小林一甫  
議員 渡邊易右工門  
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

外務大臣様

農林水産大臣様

経済産業大臣様

環境大臣様

林野庁長官様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 次に討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これより意見書案第12号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 意見書案第13号

議長(柴田喜八君) 次に、意見書案第13号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。

高橋徳男君。

10番(高橋徳男君) ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第13号についてご説明いたします。

意見書案第13号

### 全国森林環境税の創設を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月21日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

提出者

議員	高橋徳男
議員	佐藤静基
議員	小坂正利
議員	上原豊茂
議員	小林一甫
議員	渡邊易右門
議員	橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開き願います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴田喜八

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様

農 林 水 産 大 臣 様

環 境 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより意見書案第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第14号

議長（柴田喜八君） 次に、意見書案第14号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） ただいまお許しをいただきましたので、意見書案第14号 リハビリテーションの改善を求める要望意見書。

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年12月21日

訓子府町議会議長 柴 田 喜 八 様

提 出 者

議 員	渡 邊 守 彦
議 員	山 本 朝 英
議 員	田 中 與 士 信
議 員	安 藤 義 昭
議 員	松 浦 啓 博
議 員	大 坪 勝 廣

この意見書については、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

風邪引いておりますので、ちょっと声が悪いのでご理解をいただきたいと思います。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月21日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 柴 田 喜 八

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

厚 生 労 働 大 臣 様

以上でございます。よろしくご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。  
議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論もございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これより意見書案第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 報告第7号

議長（柴田喜八君） 日程第24、報告第7号を議題といたします。

職員をして報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の60ページをお開き願いたいと思います。

報告第7号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成18年12月19日提出、訓子府町議会議長、柴田喜八。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年10月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年10月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

61、62ページの表につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

次、63ページをお開き願いたいと思います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年11月10日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年11月10日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次のページの64ページ、65ページになります。この表につきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。



あとから追加で配付いたしましたけども、12月13日に行いました出納検査結果報告書でございます。ページ番号65-2という資料をお開き願いたいと思います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成18年12月13日町助役等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成18年12月13日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次のページの65-3、それから65-4ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長(柴田喜八君) 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 以上で本報告を終わります。

#### 報告第8号

議長(柴田喜八君) 日程第25、報告第8号を議題といたします。

2つの常任委員会委員長から閉会中に実施した所管事務調査について別紙のとおり報告がありました。

お諮りいたします。

本報告の朗読、質疑を省略し、報告を了承することにし、合わせて本報告を関係執行機関に送付することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

以上で、本報告は終わります。

#### 閉会の議決

議長(柴田喜八君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長(柴田喜八君) これにて平成18年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分

以上、平成18年第4回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員